

水害から暮らしを守る

排水ポンプの運転調整

排水ポンプとは

佐賀のように平野が続く低い土地では、雨水を河川に自然排水できません。

雨水による民家や農作物の被害を最小限におさえるため、雨水を河川に流し出すのが排水ポンプの役割です。

六角川・牛津川には計画の水準に達した高さの堤防がありますが、川の底には土や泥がたまっています。

そのため、排水ポンプを稼働させ続けると水位が上昇し、堤防を安全に作る基準である計画高水位を超え、破堤に至り大きな浸水被害が発生する恐れがあります。

その被害を回避するために、排水ポンプの運転を止めることを排水ポンプの運転調整といえます。

排水ポンプの運転調整の必要性

平成2年7月、六角川流域で死者・行方不明者1名、家屋損壊47戸、浸水家屋約8、700戸【床上・床下】の大水害が occurred しました。

当時、市では、市内全ての排水機場のポンプを稼働させ、浸水被害の軽減のために排水運転を行いました。しかしながら、晴気川の水位が上昇し、計画高水位を超え、破堤に至り大きな浸水被害が発生する状況となりました。

また、平成12年9月の東海豪雨では名古屋市内において大規模な浸水被害が発生しました。

この時、排水ポンプの運転調整が行われなかったことが、河川の破堤等水災被害の拡大をもたらす要因となったと指摘されています。

このようなことから、排水機場が数多く設置されている六角川・牛津川でも早急な運転調整のルール作りが進められました。

六角川ポンプ運転調整のお知らせ

平成19年7月7日の出水^{しゅっすい}では六角川支川武雄川（高橋排水機場付近）の水位が計画高水位まで7cmと迫り、非常に危険な状況となりましたが、幸いポンプの運転調整（停止）を行うまでには至りませんでした。

しかし、今年の7月24日、26日、梅雨前線の活発化により県内各地で大雨となり、武雄河川事務所の小城雨量観測所では、この間に452mmもの降雨を記録するなど、六角川流域等において豪雨となりました。

そのため、国土交通省武雄河川事務所では六角川ポンプ運転調整方針（下記記載）に基づき、7月26日午前11時40分に牛津川川越排水機場（芦刈町）より上流のすべての排

水機場のポンプの運転停止を決め、本市にポンプ停止命令がだされました。この指示により各排水機場ポンプの停止措置を1時間程度行いました。結果として一部内水被害はありましたが、堤防の決壊や越水等は免れたと思われます。次のページでは、六角川ポンプ

ンプ運転の位置と調整方針を紹介しています。

【窓口】

・国土交通省

武雄河川事務所 管理課

0954-2317934

・小城市役所 建設課

管理係 63-8825

六角川ポンプ運転調整方針

平成18年6月7日 六角川排水ポンプ運転調整協議会

1. 各排水機場地点で外水位（六角川・牛津川本川水位）がHWLを超えた場合は、運転調整（ポンプ停止）を実施すること。
※六角川14km600より下流は除く。
2. 各排水機場の下流地点において、外水位がHWLに達した場合、各排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。
下流地点の基準となる水位観測所は下記のとおりとする。
（牛津川）
・4km500より上流に位置する排水機場 → 砥川大橋水位観測所（7km400地点）
*水位上昇が大きい4km500より上流の区間は一連区間として砥川大橋水位観測所を基準とする。
3. 破堤・越水・漏水等、重大な災害が発生する恐れがある場合、災害が発生する恐れのある地点より上流側の排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。
4. 運転調整（ポンプ停止）を実施した排水機場の運転再開については、雨域や潮位の状況から、増水の恐れがないと思われるとき運転の再開を実施できるものとする。
その場合の判断は、武雄河川事務所が行い、各排水機場管理者へ連絡を行う。

※上記、2. 3. 4の場合は、武雄河川事務所より各排水機場管理者へ連絡を行う。

六角川ポンプ運転調整方針

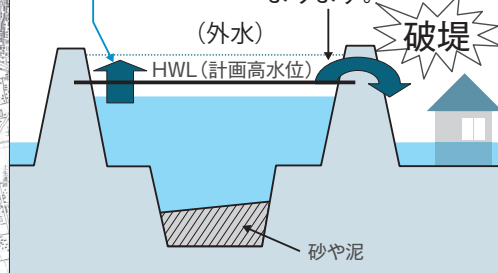


凡 例	
	排水機場（国土交通省）
	排水機場（地方自治体）
	排水機場（農林水産省）

河道状況のイメージ図

ポンプの稼働を続けた場合、
水位が上昇します。

堤防の設計基準水位
(HWL(計画高水位))
を超えると堤防崩壊
の危険性が一段と高
まります。



(砥川大橋)
水位による

7月の豪雨の時には
ここから以北で排水
ポンプの運転調整が
行われました。

既設の内水排水機場一覧表

河川名	番号	排水機場 名称	管理者	ポンプ規模 (m³/s)
牛津川	52	牟田辺	国土交通省	5.00
	51	永瀬川	佐賀県	0.60
	50	池田川	国土交通省	5.00
	48	山崎	国土交通省	4.00
	49	納所	佐賀県	3.00
	46	橋内	小城市	2.80
—	牛津川上流地区			20.40
牛津川	43	牛津江	国土交通省	50.00
	44	前満江	小城市	7.00
	42	友田	小城市	3.00
	41	友田	農林水産省	5.00
	39	川越	小城市	4.00
	37	三条	国土交通省	1.70
	38	三王崎	小城市	7.70
	33	弁財	国土交通省	0.70
	32	芦刈第二	農林水産省	5.00
	34	一本松	国土交通省	1.50
	36	戸崎	小城市	2.00
—	牛津川左岸地区			87.60
牛津川	40	満神	小城市	7.50
	35	朽木	江北町	5.00
	45	上坪	小城市	5.00
	47	北古賀	多久市	3.00
—	牛津川右岸地区			20.50
—	牛津川合計			128.50

